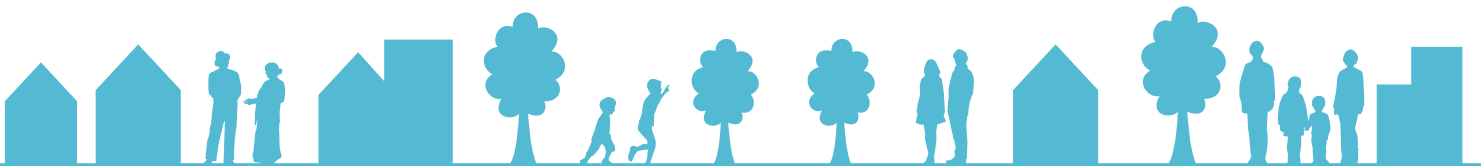


第3章

全体構想





第1節 まちづくりの基本理念と4つのビジョン

1. 北方町都市計画マスタープランのまちづくり基本理念

本町は、平安時代に弘法大師・空海により円鏡寺が建立され、東山道を旅する人々にとって拠点となりました。そして、鎌倉時代に入ると円鏡寺が大寺院としてそびえ、門前町として栄えました。この円鏡寺はその所蔵する文化財から「美濃の正倉院」と呼ばれるほど盛大な勢力を持っていました。

江戸時代に入ると、北方は、岐阜・大垣につぐ「文北米」といわれる質の高い米を主流とした米の集散地であるとともに、大麦・小麦・ぞうり・酒類などの物流の拠点として商業の発展を遂げ、岐阜、大垣に次ぐ商都でした。明治時代には郡役所が設置され、本巢郡の中心都市として栄え、昭和初期には岐阜市から北方、揖斐を結ぶ鉄道が整備されました。

この当時の町の隆盛の名残は、円鏡寺や大井神社周辺のまちなみ、祭礼や行事などの歴史的風致に、また円鏡寺楼門などの重要文化財に見ることができます。

本町は、昭和40年代から土地区画整理事業により都市整備を行い、岐阜市郊外に位置する住宅都市として、人口増加を続けてきました。また、平成7年からは、北方町都市計画マスタープランによる都市整備が実施され、良好な住宅地、沿道商業地や沿道工業地などバランスがとれた利便性の高い市街地を形成しています。

しかし、地域経済の変貌、少子高齢化社会の進展、低炭素社会への移行、東日本大震災を契機とした安心安全な地域社会への希求と地域コミュニティの重要性の再認識など、われわれを取り巻く社会・経済情勢は急速に変化してきています。

近年、本町周辺市町では工業や商業の集積が進んでいますが、東海環状自動車の整備によりさらに広域交流が促され、地域産業の分布構造に大きな変化をもたらします。周辺市町での雇用創出と住宅需要の高まりは、本町の住宅都市としての魅力の再評価をもたらします。

先人たちの知恵と苦勞でつくられた本町を、より良くして次世代に引き継いでいくためには、これらの社会情勢に応じて、人が住みたくなる魅力あるまちづくりにさらに邁進することが重要です。

そこで、北方町都市計画マスタープランでは、防災防犯や交通などの安全性を高め、緑と清流により快適な生活環境を創出し、通勤や買い物などが便利で、地域で人と人の温かなつながりのあるまちを目指して、**安全・安心・快適な、心ふれあう『人間都市』『公園都市』**を基本理念としました。

まちづくりの基本理念

安全・安心・快適な、心ふれあう『人間都市』『公園都市』



2. まちづくり「4つ」のビジョン

まちづくり基本理念「安全・安心・快適な、心ふれあう『人間都市』『公園都市』」を念頭に、前章で目指すべきまちづくりとしたビジョンをまちの将来像として設定しました。

(1) 安全保障のまちづくり

自然災害、火災や交通事故、犯罪などのリスクを軽減し、安全・安心に暮らせるまち

- 防災拠点施設や避難所の整備
- 上下水道施設や道路などのインフラ施設の長寿命化及び耐震性の向上
- 市街地の耐震化や不燃化
- 幹線道路や歩行空間のネットワーク整備
- 住民と協働した空家対策の検討

(2) 快適なまちづくり

市街地で、緑と清流にふれあい、快適に暮らせるまち

- 公園、河川、寺社仏閣、学校などの公共公益施設などの自然空間を緑と清流の拠点として保全
- 拠点を高木による緑陰にあふれた街路で結び緑のネットワークを形成
- 町の歴史や文化を伝える寺社仏閣などの歴史的な市街地の環境を保全
- 住民と協働した市街地の緑の充実及び河川の自然環境保全の推進

(3) 便利なまちづくり

住民の生活や企業活動が活発に営まれる便利なまち

- 幹線道路の整備や公共交通の見直しにより交通の利便性を向上
- 誰もが歩きやすく、車椅子などで移動しやすい環境をつくるため、歩車道の区分と歩行空間のバリアフリー化
- 地域サービスの向上、防災対策など様々な分野における ICT の活用検討

(4) 心ふれあうまちづくり

住民相互の交流や町内外の住民の交流が活発に行われる心ふれあえるまち

- 交流の場となる地域の生活拠点施設や町外との交流拠点施設などの整備
- 産業の活性化のため、地域に応じた施策や東海環状自動車道の開通により活性化
する広域交流に対応したさらなる都市構造の形成を検討



第2節 将来都市構造の設定

まちづくりの基本理念『安全・安心・快適な、心ふれあう「人間都市」「公園都市」』実現のために、南北道路軸と東西道路軸による3つの市街地による将来都市構造の形成を目指します。

(1) 道路軸

本町は、市街地を南北に縦断する(都)馬場北方線と(都)高屋芝原線に、東西方向から(都)岐阜北方線、国道157号、(都)岐阜穂積線が交差しています。

(都)馬場北方線は、広域幹線道路へアクセスする主要幹線道路であり、北では東海環状自動車道の(仮)糸貫ICに、南では国道21号に連絡しており、1日の交通量が25,000台を超える交通量の多い路線です。

(都)岐阜北方線は、岐阜地域と西濃地域の地域間交通を受け持つ主要幹線道路であり、西では東海環状自動車道の(仮)大野・神戸ICに連絡しています。

また、(都)岐阜北方線の南北に位置する国道157号と(都)岐阜穂積線も地域間交通を担う主要幹線道路であり、東西を結ぶ3路線とも1日の交通量が10,000台を超える交通量の多い路線です。

本町は、これら南北道路軸と東西道路軸により、多くの交通が流入しており、また、将来には(都)運動場加茂線が整備され、東海環状自動車道による広域交流も行われるため、交通の結節点になる都市構造を目指します。

(2) 3つの市街地

本町は、市街地を東西に横断する(都)岐阜北方線、国道157号、(都)岐阜穂積線、(都)運動場加茂線が、南北に縦断する(都)馬場北方線、(都)高屋芝原線に交差し、交通の利便性が高い市街地を形成しています。

(都)岐阜北方線を境にして、北側の北方地区には、役場、図書館、生涯学習センターきらり、円鏡寺などの公共公益施設や商店街など、町の中心市街地が位置します。

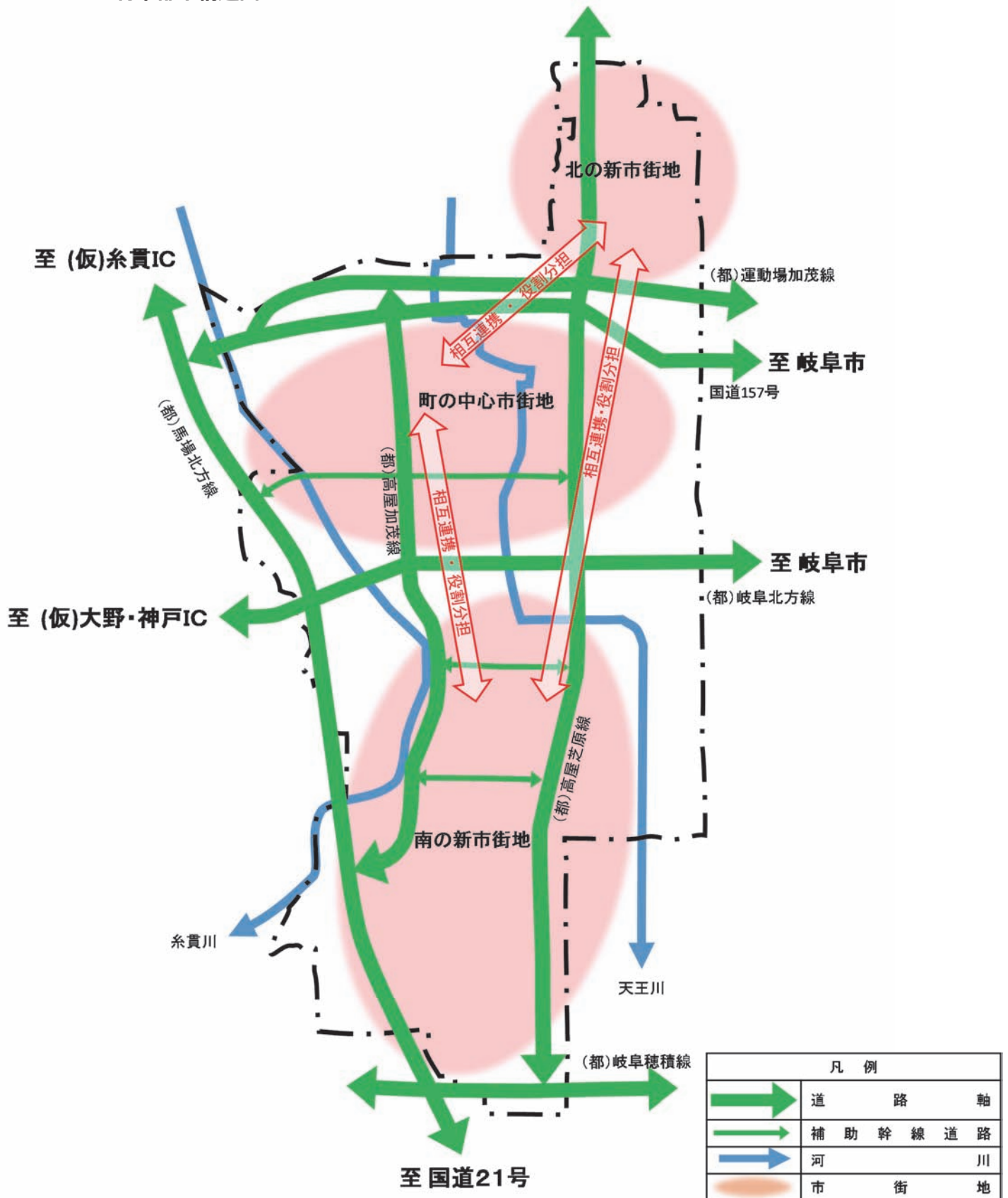
また、中心市街地の北側の国道157号を境にして、芝原加茂地区と加茂地区の土地区画整理により整備された新市街地が位置します。

そして、(都)岐阜北方線から南側には、多くの農地を含む、北方西部地区、北方柱本地区、高屋南部地区、そして現在事業中である高屋西部地区の4つの土地区画整理により整備された新市街地が位置します。

これら3つの市街地には、地域ごとに社会情勢の変化に対応ができるように役割と機能を定め、3つの市街地が一体となり町全体がコンパクトシティとして機能する都市構造を目指します。



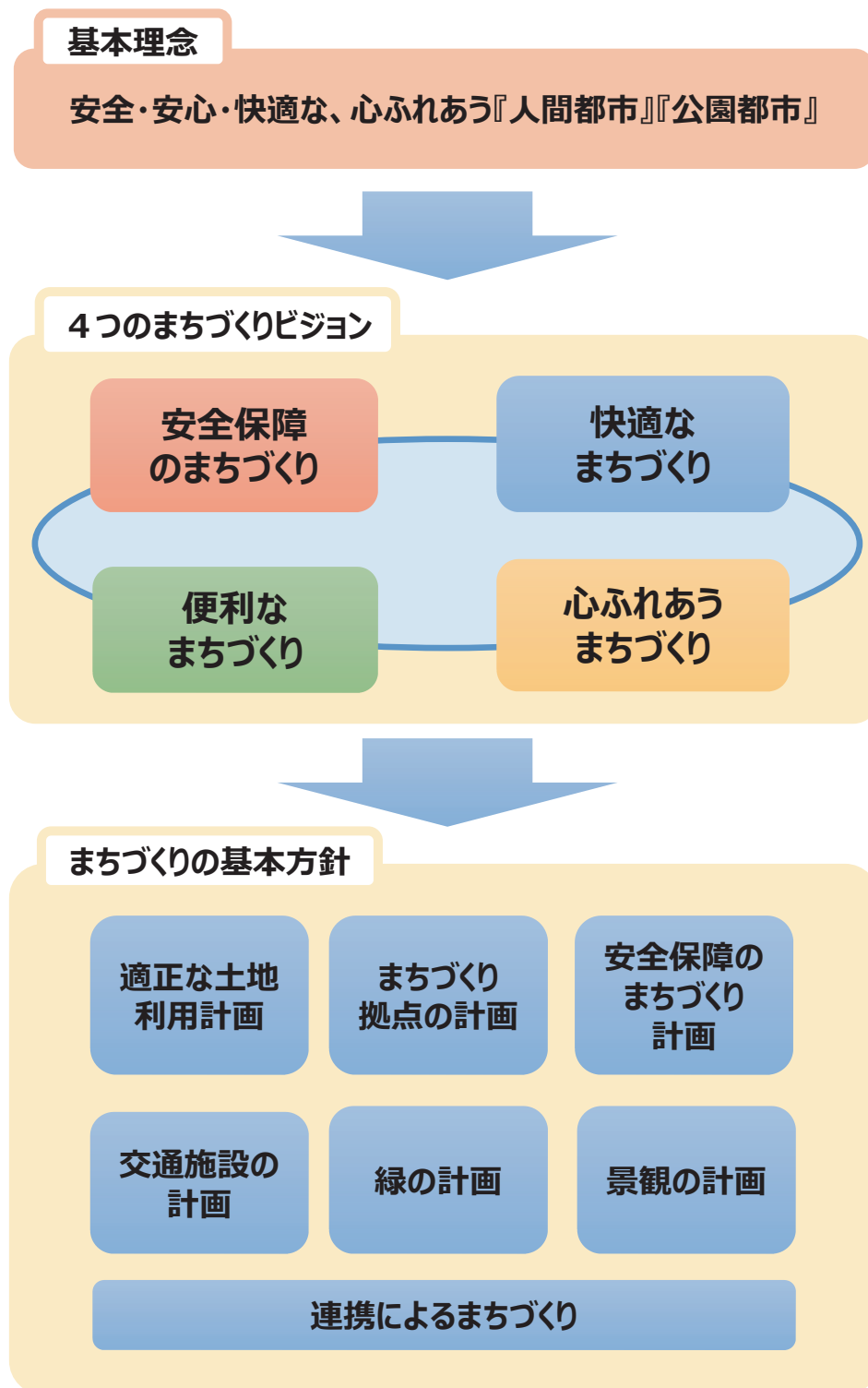
■ 将来都市構造図





第3節 まちづくりの基本方針

第2章で整理した町の抱える課題に応えるため、また、第1節で示したまちづくりの基本理念の具体化及び目指すべき将来都市構造の実現のために、まちづくりの基本方針として7項目を設定しました。





1. 適正な土地利用の計画

「人間都市」「公園都市」を実現する将来の都市構造を見据えて、住居系、商業系、工業系、農業系地区や自然環境を保全する地区など、それぞれの役割を明確にし、効率的で機能的な土地利用を図ります。

○地区ごとの特性と土地利用方針

(1) 低層住宅地区

- ・良好な環境の低層の戸建て住宅が集合しており、ゆとりと落ち着きのある住環境を維持・充実させる地区です。

(2) 中低層住宅地区

- ・現在の低層住宅と中低層集合住宅との調和及び共存を目指し、良好な住宅地として環境を維持・充実させる地区です。

(3) 住宅団地地区

- ・中高層集合住宅が集合しており、周辺環境との調和を図る地区です。

(4) 一般住宅地区

- ・幹線道路沿いの背後地に形成されている古くからの市街地で、住宅と商業施設や工業施設との調和を図る地区です。

(5) ロードサイド商業地区

- ・主要な幹線道路沿いに形成された地区で、主に沿道型商業施設の立地・誘導を図り地域の主要商業空間としての維持・発展を図る地区です。

(6) 住商複合地区

- ・ロードサイド商業地区以外の幹線道路の沿道に市街地が形成された地区や商店街の地区で、土地の有効活用を図る地区です。



(7) 商業地区

- ・主要な幹線道路の沿道に位置する地区で、本町の中心商業拠点として人々が憩える商業施設の集積を図る地区です。

(8) 工業地区

- ・糸貫川と(都)馬場北方線に囲まれた地区であり、周辺環境との調和に配慮し工業地として維持・整備する地区です。

(9) 農地地区

- ・南東部に広がる農地で、緑のオープンスペースとして市街地にゆとりを与えるとともに、社会情勢に応じた土地活用を検討する地区です。

(10) 歴史保全地区

- ・歴史的な建築物や史跡が多く現存し、円鏡寺を中心とした歴史的景観を保全する地区です。

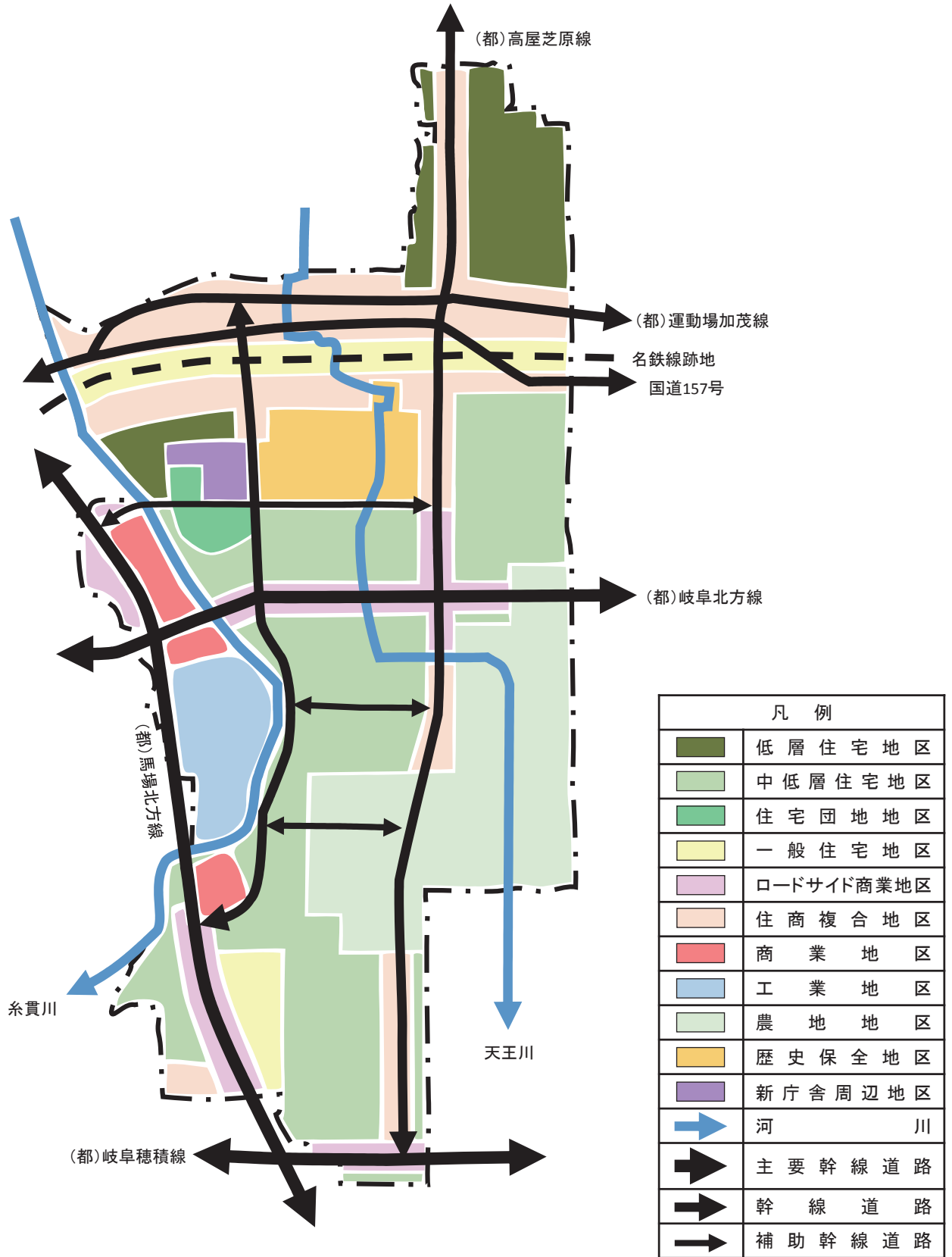
(11) 新庁舎周辺地区

- ・防災拠点の新庁舎、生涯学センターきらりや図書館などの公共施設が集積する、本町の行政・防災・交流の中心となる地区です。

以上の11地区の土地利用の実現にむけて、都市機能の適切な誘導を図るとともに、住民と協働して土地利用、建物の意匠・形態、地区施設に関する地区計画制度の活用などにより、地区の特性に応じたきめ細やかな土地利用を図ります。



■土地利用方針図





2. まちづくり拠点の計画

都市力・都市の魅力を強化するため、将来の都市構造を見据えて、地域の特性に応じた「拠点」となる空間の形成を図ります。

(1) 生活交流拠点

- ・日常的に住民生活サービスを提供する主要な公共施設などを、人と人との日常の交流の場として生活交流拠点に設定します。
- ・拠点施設や周辺の清流と緑により、住民生活に憩いとやすらぎと活気をもたらす空間形成を図ります。

(2) 都市再生拠点

- ・行政サービスの中枢となる新庁舎周辺は、文化・教育の中心地であり、多くの人々の交流の場として都市再生拠点に設定します。
- ・都市再生拠点は、生活交流拠点、歴史交流拠点、地区生活拠点へ人の流れを誘導する役割をもち、各拠点が有機的に機能するように中心的な拠点づくりを行います。

(3) 地区生活拠点

- ・加茂・北方地域の商店街を、高齢社会の進展に備え、歩いて暮らせるまちとし、買い物、交流、居住、高齢者の生活支援などをする場として地区生活拠点に設定します。
- ・地権者や住民と協働して空き店舗対策を進め、適切な都市機能の誘導・整備により、拠点づくりを行います。

(4) 歴史交流拠点

- ・円鏡寺をはじめとする歴史資源の点在する地域と、古いまちなみのある商店街を、本町の歴史や文化を伝える場として歴史交流拠点に設定します。
- ・歴史的な建築物、史跡や円鏡寺を中心とした歴史的景観を、住民と協働し景観条例などの活用により保全し、歴史的な趣のある拠点づくりを行います。



(5) 商業交流拠点

- ・主要な幹線道路の沿道には、本町の持つ活力や集客力の高さを示す商業施設が立ち並び、商業による交流が盛んに行われているため、商業交流拠点に設定します。
- ・本町の主要な幹線道路の沿道の良好な景観の形成のため、住民と協働し屋外広告物条例などの活用により、魅力ある拠点づくりを行います。

(6) 開発拠点

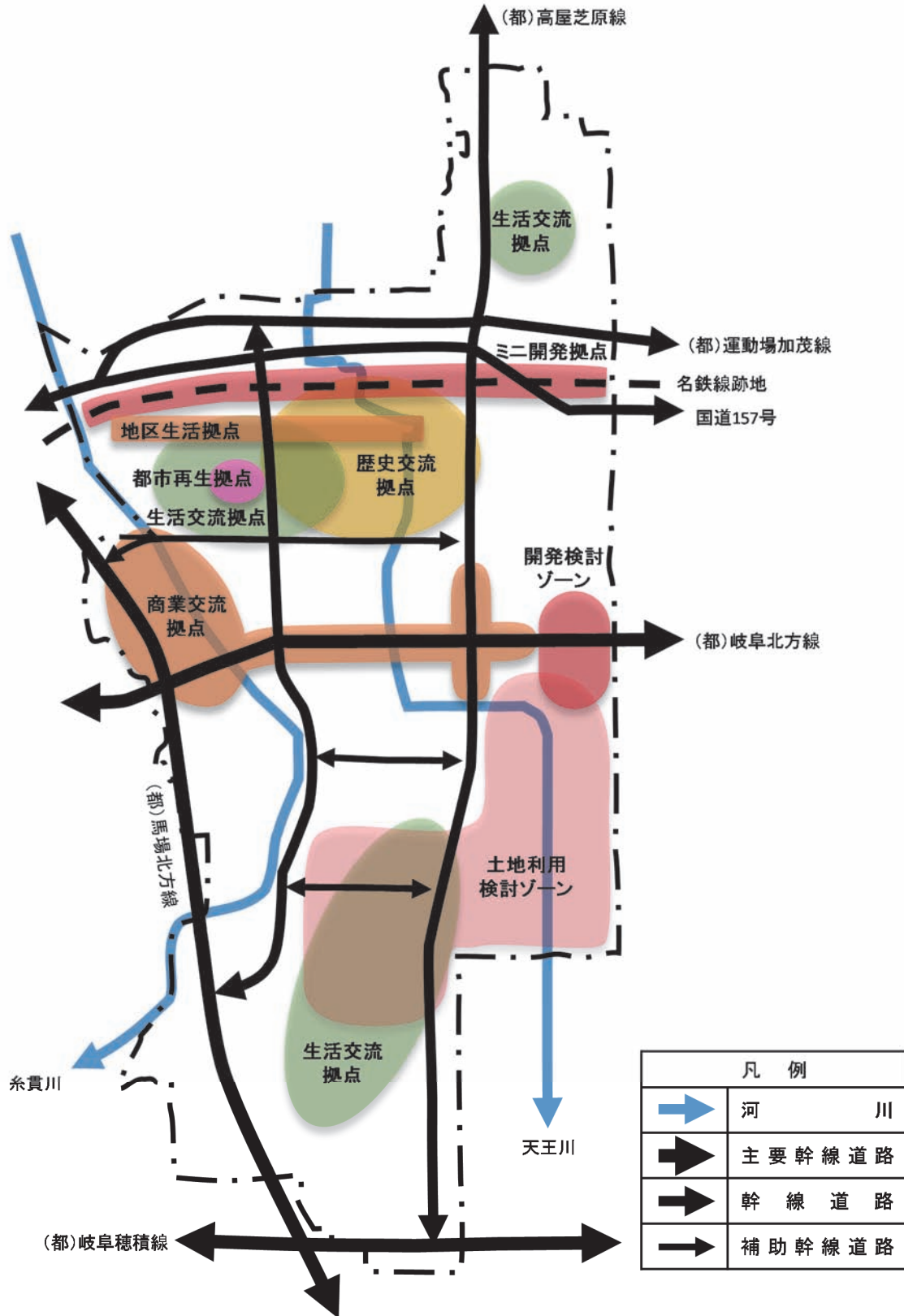
- ・名鉄線跡地とその沿線は、古くからの住宅街で狭あい道路が多く、また廃線敷地で地域が分断されているので土地の有効活用を図る場として、開発拠点に設定します。
- ・開発拠点では、地権者や住民と協働し、土地の有効活用を図り、狭あい道路の解消などにより防災機能の向上を促進し、安全保障のまちづくりに努めます。

(7) 開発検討ゾーンと土地利用検討ゾーン

- ・本町の南東部の農地地区を、将来の社会情勢へ柔軟に対応できる場として、土地利用検討ゾーンに設定し、さらに主要な幹線道路の沿道を、開発検討ゾーンに設定します。
- ・検討ゾーンは、地権者や住民と協働し、社会情勢に応じた土地の有効な活用を図ります。



■拠点形成方針図





3. 安全保障のまちづくり計画

終の棲家になるような住みよいまちを目指し、全ての人にとって、安全・安心な都市環境づくりに努めます。

防災防犯などにおいては、住民や地域コミュニティと連携した活動を展開します。

(1) 都市構造の安全性の向上

1) 防災拠点の整備

- ・防災活動の指揮系統を統括する防災拠点となる新庁舎を整備します。
- ・避難所の延焼防止の機能を向上させるため、公共公益施設の耐震化、不燃化や緑化を推進します。

2) 災害に強い都市構造

- ・災害時に被災者の救助・救命活動、消防活動、緊急輸送など、住民の生命や財産を守る活動の全般を支える都市計画道路や、避難経路となる道路などの整備を推進します。
- ・予測困難な局地的な豪雨による市街地の内水氾濫へ対応するため、都市排水機能の整備を推進します。
- ・火災時の消火活動のため、消防水利の確保を推進します。

3) 建築物の耐震化や不燃化

- ・民間建築物(昭和55年以前の建築物)の耐震化や不燃化を進めるため、耐震診断・耐震補強に対する支援制度の活用を啓発・促進します。
- ・発災時に緊急輸送道路として機能する道路の沿道建物(昭和55年以前の建築物)は、通行機能確保のため、優先的に耐震補強を促進します。
- ・道路際に民間が設置したブロック塀は、地震時などに倒壊の危険性があるため、ブロック塀の生垣化を促進します。

4) 名鉄線跡地周辺地域の面的整備

- ・加茂・北方地域の名鉄線跡地周辺の市街地は、古くから住宅が形成され道路も狭いので災害に対して脆弱な都市構造であることから、地権者や住民と協働して、建築物の耐震化や狭い道路の解消など防災機能の向上を促進します。



5) ライフライン及びインフラ施設の適切な維持管理による長寿命化

- ・ライフライン確保のため、上下水道施設の適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、施設の耐震性の向上を推進します。
- ・道路などのインフラ施設の適切な維持管理により長寿命化を図るとともに、施設の耐震性の向上を推進します。
- ・施設の適切な維持管理によるアセットマネジメント[※]が実施できるように人材育成を推進し、組織体制を整えます。

6) 緊急時における情報共有機能の強化

- ・ICT を活用した、地域サービスの向上と緊急時における情報共有などを検討します。
- ・災害時の行政情報を円滑に伝達するため、無料 Wi-Fi などの情報通信ネットワーク網について検討します。

(2) 交通安全・防犯機能の向上

1) 交通安全対策

- ・歩行者などの安全対策として、歩道設置や区画線及び道路標示などによる歩行空間の確保やコミュニティ道路[※]の整備などにより、歩行空間整備を推進します。
- ・小中高生などの学生が通学に使用している道路について、通学路交通安全プログラムに基づく PDCA サイクルによる交通安全対策を推進します。

2) 空家対策

- ・空家の増加が、地域の防災力や防犯力の低下につながることから、住民と協働して、空家対策の検討を進めます。

(3) 地域防災力の向上

- ・避難所の食糧・飲料水・生活用水などの必要量の確保のため、災害備蓄倉庫の整備や物販店などの災害応援協定の締結などを推進します。
- ・避難者が、避難ルートを認識しやすいように、分かり易いサイン表示を推進します。
- ・住民の防災意識の向上と地域防災力の向上のため、住民主導による地域防災訓練などを促進します。

※アセットマネジメント…資産管理 (Asset Management) のことです。道路管理においては、橋梁、トンネル、舗装などを道路資産ととらえ、その損傷・劣化などを将来にわたり把握することにより、最も費用対効果の高い維持管理を行うという考え方です。

※コミュニティ道路…自動車の通行を主たる目的とはしない道路のことで、住宅地の道路整備手法で、歩道の設置や車道をジグザグにして車のスピードを抑え歩行者の安全を優先した道路のことで、



4. 交通施設の計画

地球環境にやさしい低炭素型まちづくりを目指して、過度な自動車利用を抑制し、公共交通の利用、徒歩や自転車移動を誘導する低炭素型交通ネットワークの形成を推進します。
地域間連携や広域交流機能を高める交通基盤の整備を推進します。

(1) 道路整備の方針

- ・(都) 運動場加茂線は、本町と岐阜市を結ぶ幹線道路であり、広域交流や緊急輸送路として重要な機能を担う路線となりうるため、道路整備を推進します。
- ・(都) 高屋加茂線は、町内交通を主要幹線道路に誘導することで、町内の生活道路の交通量を減少させるため、道路整備を促進します。
- ・本町南東部の土地利用検討ゾーンでは、土地利用計画に合わせて、道路網の整備について検討します。

(2) 歩行空間ネットワークの計画

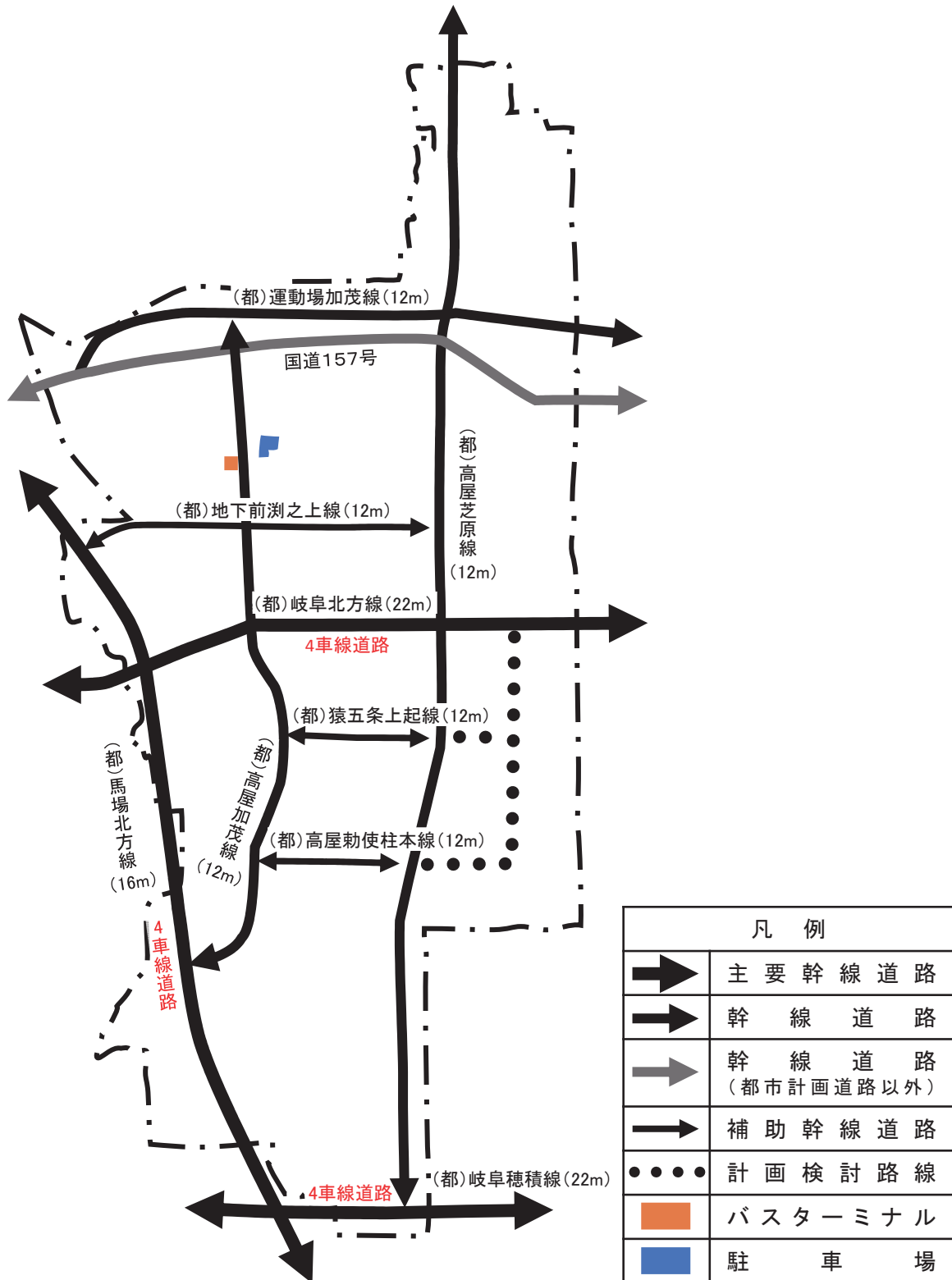
- ・都市計画道路の歩道は、誰もが使いやすい歩行空間となるように、バリアフリー化を推進します。
- ・歩道がない通学路や交通量が多い路線などは、歩行者などが安全に通行できるよう、歩道の設置や区画線及び道路標示などにより、安全な歩行空間の確保を推進します。
- ・歩行空間整備は、通学路交通安全プログラムに基づく危険箇所への対応を優先します。
- ・住宅密集地などの生活道路において歩行空間の確保が重要な場合は、住民と協働した地区計画の活用、交通規制の検討やコミュニティ道路の整備などにより、安全対策に努めます。

(3) 低炭素型交通ネットワークの形成

- ・地球環境のため、CO₂排出量の削減に向けて、過度な自動車利用を抑制し、公共交通利用を促進します。
- ・基幹公共交通の強化や新たな公共交通サービスの導入及び異なる交通事業者間での円滑な乗継ぎなどの公共交通施策について検討するなど、快適で便利な公共交通サービスの提供により、過度な自動車利用を抑制し、公共交通利用への転化を図ります。
- ・パークアンドライド※による公共交通利用の促進のため、バスターミナル及び駐車場を充実させます。
- ・公共公益施設や交流拠点など人が集まる場所には、駐輪場などを配置し、自転車利用を促進し、過度な自動車利用を抑制します。

※パークアンドライド…自家用車で目的地に直接向かう代わりに、自家用車で近隣の駅などまで行き、そこから鉄道などの大量公共交通機関に乗り換えて目的地まで到達することです。

■道路配置図





5. 緑の計画

公園や緑地の整備、緑や水辺空間の保全と創出により、町全体を一つの公園として連続する緑と清流の回廊を形成することで、身近に自然が感じられる快適な環境づくりを進めます。

都市づくりの進展に合わせた緑地の確保や、面的な緑と清流の回廊の形成など、身近な緑を増しカーボン・オフセット[※]などさまざまな方法で、自然と共生するまちづくりを進めます。

(1) 緑の整備方針

1) 緑と清流の拠点と整備方針

- ・公園、公共公益施設、水辺の緑地、樹林などのまとまった規模で存在する緑地などを緑と清流の拠点として位置づけます。
- ・公園や公共公益施設の緑地の保全と、さらなる緑化を推進します。また、新たに公園などの施設を設置する場合は、拠点として適切な植栽の配置を検討します。

2) 道路の緑化と整備方針

- ・自動車の排ガスなどによる環境への負荷を低減することや、快適な道路空間を形成するため、街路樹の整備を推進します。
- ・街路樹の樹種は、地域住民に愛されるように住民と一緒に、路線や地域ごとに選びます。

3) 住宅地や企業敷地などの緑の保全と創出

- ・緑化に対する住民の意識を徐々に高め、生垣や屋敷林など住宅地の緑化を促進します。
- ・企業の事業敷地において、周辺の環境と調和するように緑化を促進します。

4) 河川などの水辺の自然環境の保全と活用

- ・糸貫川や天王川などの水辺の自然環境は、地域ボランティア団体や住民と協働して、自然環境の保全と緑の創出に努めます。
- ・糸貫川の一部を重要河川保全区域に位置づけ、清流平和公園を起点とし、地域ボランティアなどによる地域に根ざした自然環境保全活動を支援することで、自然と共生するまちを目指します。

5) 農地の緑地と排水機能の保全

- ・南東部の農地は、緑のオープンスペースであるため、新たな土地利用が行われる場合は、周辺の環境と調和する緑地の創出や排水機能の確保に努めます。

※カーボン・オフセット…日常生活や経済活動において避けることができない CO₂ などの温室効果ガスの排出について、まずできるだけ排出量が減るよう削減努力を行い、どうしても排出される温室効果ガスについて、排出量に見合った温室効果ガスの削減活動に投資することなどにより、排出される温室効果ガスを埋め合わせるという考え方です。

(2) 緑と清流の回廊計画

・緑と清流の各拠点を、緑豊かな都市計画道路などの回廊で結ぶことにより、快適に歩いて暮らせるまちづくりを推進します。

■ 主要な緑と清流の拠点と回廊計画





6. 景観の計画

地域の個性や特色を活かし、住民が誇りと愛着を持てる魅力ある景観づくりを進めます。
優れた景観を次の世代の子供たちへ共有の財産として引き継ぐため、住民や事業者などと協働して、景観まちづくりを進めます。

(1) 都市景観の空間的特性とその充実・展開の方向

本町の都市景観を、広がりを感じる景観(面的景観)、道路や河川などの奥行きを感じる軸線的な景観(線的景観)、スポット的に魅力のある景観(点的景観)としてとらえ、空間構成要素ごとの景観特性を充実させ、町全体を緑の公園となるような景観整備の方向を示します。

1) 面的景観

① 住宅地における景観

・緑豊かな住宅地景観をつくり、地区景観や生活環境の質を高めるまちなみづくりを目指します。

② 工業地における景観

・周辺環境に配慮した緑地による快適な工業地景観をつくり、親しみを感じる工業地を目指します。

③ 商業地における景観

・大規模な店舗と広い駐車場が構成する緑豊かな景観をつくり、快適に施設が利用できる環境づくりを目指します。

④ 沿道商業地

・幹線道路の街路樹と調和した景観をつくり、沿道を快適に歩けるまちなみづくりを目指します。

⑤ 緑あふれるオープンスペースの景観

・農地と周辺の建造物が調和した景観づくりを目指します。また、新たな土地利用が行われる場合は、周辺の環境と調和する緑地の創出に努めます。

⑥ 歴史文化的景観地区

・平安時代から今日までの重層的な歴史を示すまちなみの景観を保全するとともに、住民が歴史と文化を身近に感じ、歴史に思いをはせるような景観の創出を目指します。



2) 線的景観

① 新庁舎通り軸の景観

・新庁舎前の通りから見通す歴史文化的な景観づくりと、新庁舎に集う人々を歴史保全地区へ誘導するまちづくりを目指します。

② 河川軸景観

・河川環境を保全する地域ボランティアや住民などと連携し、清流と緑から構成される景観の保全により、潤いのあるまちづくりを目指します。

3) 点的景観

① 地域拠点の緑の景観

・緑と清流の拠点に位置づけた公園など、地域のシンボルとなる緑地の保全により、緑豊かな景観と安らぎのあるまちづくりを目指します。

景観施策に関する計画を進めるには、住民や企業が身近な生活環境に興味を持ち、積極的にまちづくりに参加・参画するとともに、行政、企業や住民相互の理解と協力を深めていく必要があります。

住民や企業の理解と協力を得て、景観法に基づく景観行政団体への移行や、景観施策に関する計画の策定、屋外広告物条例の制定などにより、魅力あるまちづくりを進めていきます。



・面的景観



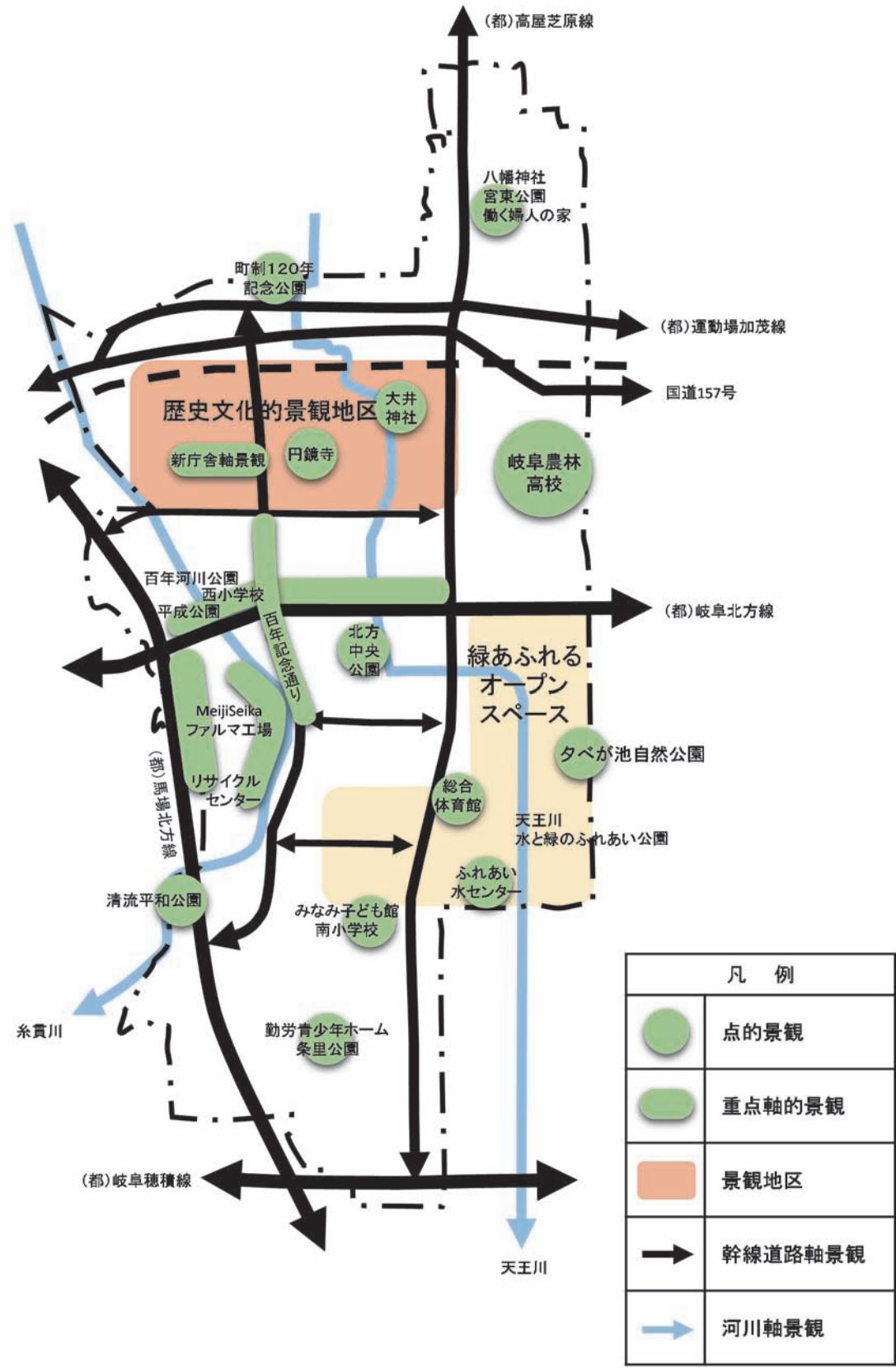
・線的景観



・点的景観



■拠点景観の形成方針図

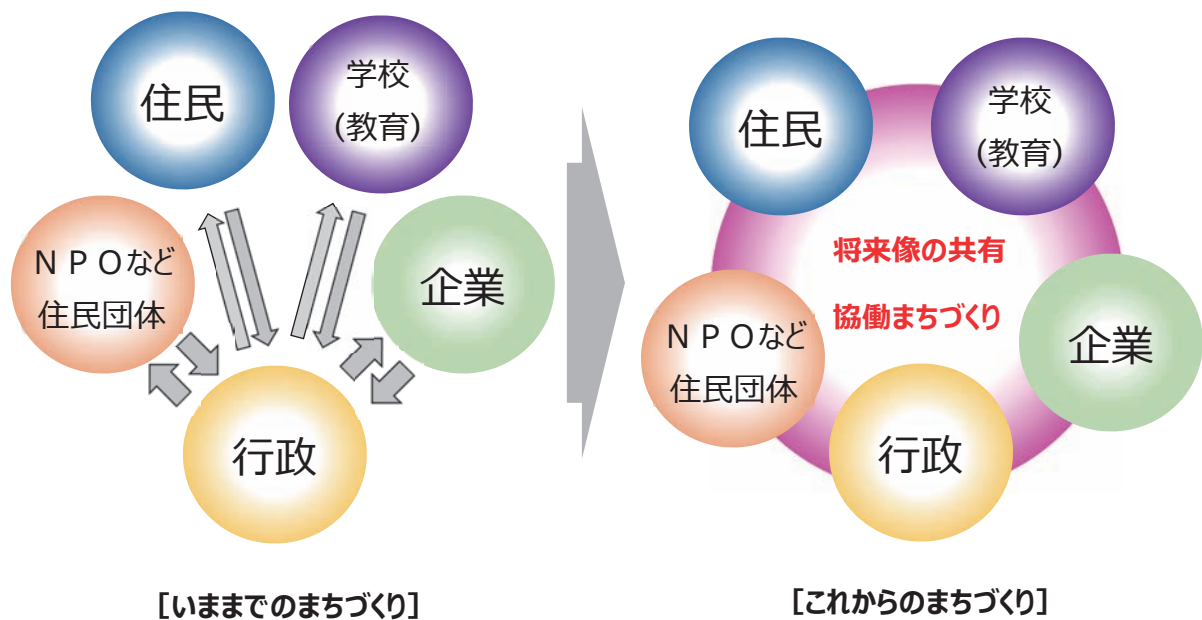




7. 連携によるまちづくり

(1) 協働によるまちづくりの推進

人口減少・少子高齢化が進むなか、地域の課題は一層複雑化し、行政のみの限られた人材と財源では対応に限界があります。そのため、北方町都市計画マスタープランを実現するには、住民・NPOなど住民団体、企業、学校や行政が、将来都市像やまちづくりの方向性を共有化し、それぞれの責任のもと、適切な役割分担と相互連携による協働のまちづくりを進める必要があります。



1) 住民の役割

住民はまちづくりの主役であるため、身近な生活環境に興味を持ち、積極的にまちづくりに参加・参画するとともに、行政、企業や住民相互の理解と協力を深めていく必要があります。

また、まちづくりの主役として地域住民相互の生活のうえでの助け合い(共助)や地域のルールづくりやまちづくり活動、さらには、身近な公共空間の維持管理などについても、社会的な役割を果たすことが重要です。

住民が、アダプト・プログラム※により公共空間の維持管理に参画することで、きれいなまちづくりを実践している事例などがあります。

※アダプト・プログラム…重要な公共空間である道路、公園、河川などの公共施設の美化及び保全のため、主に地域住民に道路などの里親となっていただき、住民参加により管理する制度をアダプト・プログラム（里親制度）といいます。



2) 行政の役割

北方町都市計画マスタープランに基づく施策や事業の着実な進行と管理を行うとともに、住民、企業やNPOなど住民団体のまちづくりコーディネーターとして、各種情報の共有化を図ります。また、NPOなど住民団体や住民主体のまちづくり活動への支援などを推進します。

3) NPO など活動団体の役割

地域の課題が複雑化するなか、個人や企業、行政でも対応が難しい社会的ニーズに応えることができる新たなまちづくりの担い手です。

まちづくりにおいて、きめ細かい地域の課題に応えるように、地域住民や行政などと情報を共有し、柔軟な事業活動により社会的な役割を果たすことが重要です。

4) 企業の役割

自らの事業活動の維持や発展に際して、本町のまちづくりに対する理解と社会的責任を認識し、まちづくりに積極的に協力・貢献をしていくことが必要です。

北方町都市計画マスタープランを実現する担い手として、事業活動をととして積極的に社会貢献を果たすことが重要です。

5) 学校の役割

学業や課外活動などさまざまな活動などをととして、北方町のまちづくりに対する理解と社会的責任を学び、まちづくりに積極的に協力・貢献をしていくことが重要です。

北方町都市計画マスタープランを実現する次世代の担い手として、ボランティア活動などをととして積極的に社会貢献を果たすことが重要です。

(2) 広域連携の推進

広域幹線道路沿いの景観整備や糸貫川の環境保全などについては、隣接する岐阜市、瑞穂市、本巣市や施設管理者である県との連携が必要です。北方町都市計画マスタープランを実現するため、県や近隣市などの関係機関へ積極的に情報を発信して広域連携によるまちづくりを推進します。

(3) ICT を活用した連携

ICTを活用して行政、住民、NPOなど活動団体や企業が、迅速に情報共有することで相互連携を強化し、さまざまな住民ニーズに対応したまちづくりを推進します。

例えば行政が、安全安心に関する情報を携帯電話やホームページなどで提供し、住民などと迅速に情報共有することで、「災害や犯罪を未然に防ぐまちづくりの推進」が期待されます。